第5章 各種施策の基盤となる施策

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 県民の主体的な環境教育の推進

(1) 学習機会の提供と施設の整備

自然保護課

本県の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが環境との関わりについての認識を深め、環境に配慮した生活に努めていくことが重要です。

また、このような行動を促すためには、不断の環境教育が必要不可欠であり、本県では次のような学習機会の提供と施設の整備を行っています。(表 2-5-1-1)

(2) 環境に携わる人材・指導者育成

環境政策課

県内各地域での環境保全活動を円滑に推進するため、県民等に対する適切な指導・助言を行うことを目的に環境保全活動アドバイザー制度を平成2年度に創設しました。平成19年度は16人のアドバイザーが各地で講演、実地指導等の活動を行いました。

(3) 子供たちが行う環境学習・活動の支援

環境政策課

子供たちが主体的に行う環境学習・環境保全活動の支援策として、「こどもエコクラブ事業」(環境省)が平成7年度から実施されており、本県では、平成19年度に71クラブ2,102人の子供たちが会員登録を行い、それぞれに環境学習・環境保全活動を実践しました。

(4) 環境学習パートナーシップ

環境政策課

県、国、市町村、NPO及び各種団体等との協働、ネットワークの構築により、環境学習の推進を図っています。

平成19年9月から10月にかけ大崎市及び加美町において、それぞれがエコパートナーシップ2007事業として環境フェアを実施し、地域住民の多数の参加により環境保全活動に対する意識の啓

発を図りました。

また、環境学習パートナーシップ推進事業として、NPOに事務局業務の委託を行い、「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」を設置し、環境学習関連団体・施設・行政機関等のネットワークの形成を図るとともに、3月には、環境学習フォーラム「みやぎで探検・エコウォッチング!」を開催し、体験型の環境学習機会を提供するなど、環境教育の普及啓発に努めました。

(5) 広報・普及活動

資源循環推進課

本県における廃棄物の3R(発生抑制(リデュース(Reduce))、再使用(リユース(Reuse))、再生利用(リサイクル(Recycle))に関する取組や情報を提供する、リサイクル情報メールマガジン「循環通信」を県民、廃棄物処理関連事業者及び市町村等に毎月配信し、ごみの減量化・再資源化促進の普及啓発を図りました。

その他、県では、県民や事業者等を対象に、環境保全についての理解を深め、環境保全活動への 積極的参加を促進するための各種イベント等を開催しています。

(6) 国際的な視野に立った環境教育の支援

環境政策課

国連は、2005年(平成17年)からの10年間を「持続可能な開発のための教育の10年」(略称 DESD: Decade of Education for Sustainable Development)と定め、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、社会・環境・経済・文化の各分野で直面している諸課題に取組み、その解決に向けた教育を推進していくとしています。その拠点の一つである「仙台広域圏」(仙台市、大崎市田尻、気仙沼市)は平成17年6月に認定され、地域の特色を生かした環境教育に取り組むとともに、宮城教育大学・国・県などの関係機関が一体となって取組への支援を行っています。

第2部 環境保全施策の展開

▼表 2-5-1-1 県内の環境教育推進施設

施設名	開園日	施設の概要	平成 19 年度来場者数
伊豆沼·内沼	平成3年	ラムサール条約の指定登録湿地であり、世界的に有数な冬鳥の渡来地で	35,722人
サンクチュアリ		ある伊豆沼・内沼及び周辺地域に関する自然環境の調査研究、環境教育	
センター		などの機能を有し、伊豆沼・内沼及び周辺地域の自然環境保全の拠点施	
		設である。(http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/sanc.htm)	
蔵王野鳥の森自然	平成6年	蔵王の自然、野鳥の生態に関する展示や体験学習など、自然保護思想の	7,560 人
観察センター		普及啓発、環境教育などの機能を有し、野鳥をはじめとした多種多様な	
		生物種が生息する「蔵王野鳥の森」の自然環境保全の拠点施設である。	
		(http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/kotori.htm)	
県民の森	昭和 44 年	明治 100 年記念事業の 1 つとして開園。その後、楽しみながら自然を	229,428人
		理解する施設として、アスレチックコースや音楽堂、遊歩道などを整備	
		した。仙台近郊に位置することから、都市近郊の森林レクリエーション	
		の場及び野外活動の場として利用者は多い。(http://www.pref.miyagi.jp/	
		sizenhogo/sisetu/kenmin.htm)	
昭和万葉の森	平成元年	昭和天皇御在位 60 年を記念して、昭和 30 年に第6回全国植樹祭会場	34,271 人
		となった大衡村平林地内の松林(通称御成山)周辺を整備した森林公園。	
		万葉植物を通じた歴史・文化・自然科学の学びの森として、そして歌会	
		や茶会などの場所として利用されている。(http://www.pref.miyagi.jp/	
		sizenhogo/sisetu/manyou.htm)	
こもれびの森	平成5年	スギなどの人工林のほか、樹齢 200 年以上のブナやミズナラの天然利林	4,336人
		をはじめ、野生鳥獣も数多く生息する一桧山県有林及びその周辺に、自	
		然観察遊歩道や森林・林業の知識を習得できる「森林科学館」を整備し、	
		森林・林業、自然環境に対する理解を深める場として利用されている。	
		(http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/komorebi.htm)	
環境情報センター	平成2年	県民、事業者及び市町村等へ各種環境情報を提供する場として県保健環	
		境センター内に設置している。各種情報機器の整備のほか、書籍、パン	
		フレット、映像ソフト、啓発パネル、エコマーク商品等を収集・展示し、	
		センター内での閲覧・利用のほか、貸出を行っている。	
		(http://www.pref.miyagi.jp/hokans/meic/intro/index.html)	

2 学校教育における環境教育

(1) 児童生徒の環境に対する意識啓発

義務教育課

学校教育においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等教育活動の全体をとおして環境に関する学習活動が展開されています。平成19年度も体験をとおして学習活動の充実が図られるよう啓発してきました。

(2) 環境教育支援事業

① 全日本学校関係緑化コンクール

義務教育課

ア 学校林コンクール

小・中・高等学校の中から学校林を活用し、 環境教育や緑化活動に顕著な教育活動を行った 学校を推薦しています。

イ 学校環境緑化コンクール

小・中・高等学校の中から、児童生徒による 計画的、組織的な環境緑化教育を推進している 学校を推薦しています。 ●平成 19 年度入選校

(国土緑化推進機構理事長賞)

- · 気仙沼市立白山小学校
- · 大崎市立鹿島台小学校
- ② 宮城県学校花壇コンクール等への支援

義務教育課

宮城県緑の会の主催している次の2つの事業へ の支援を行っています。

ア 宮城県学校花壇コンクール

学校花壇の整美をとおして、美しい学校環境 づくりと児童生徒の豊かな情操を養うことを目 的に実施しています。

- ●平成19年度特選校
 - · 大崎市立富永小学校
 - · 登米市立新田第二小学校
 - · 気仙沼市立落合小学校
 - · 気仙沼市立白山小学校
- イ 宮城県学校教職員緑化活動功労者表彰

各種施策の基盤となる施策環境保全施策の展開第 二 部

学校の環境緑化教育に長年にわたって貢献し、 優れた実績を残した教職員の表彰を行っていま す。

- ●平成19年度表彰人数
 - ・小学校 13人 ・中学校 5人





③ 愛鳥モデル推進校

自然保護課・義務教育課

県内の小・中学校の児童生徒を対象に、探鳥会などの各種活動をとおして野生生物保護思想の普及啓発を図ることを目的として愛鳥モデル推進校を設定しました(表 2-5-1-2)。県内 6 校を設定し、設置期間を 2 年間としています。

▼表 2-5-1-2 愛鳥モデル推進校

設 定 学 校 一 覧

川崎町立支倉小学校 仙台市立加茂小学校 加美町立鹿原小学校 栗原市立萩野小学校 登米市立西郷小学校 石巻市立船越小学校

(3) 教員の研修等の充実

教職員課

環境に係る講義や実践報告及び研究協議をとおし、環境教育の理解を深めるとともに教員の資質・能力の向上を図りながら環境教育を推進しています。

《平成 19 年度実施研修会》

研修会名:

環境教育研修講座

- 授業に生かす身近な環境 -

•目的:

生活と環境のかかわりについて総合的に理解を深め、環境教育の推進に必要な資質・能力の向上を図る。

●実施期日:

平成19年6月27日(水)、28日(木)

• 対象:

小·中·高等学校·特別支援学校教員 66 名

• 内容:

「環境教育の今日的課題について」 「実践事例報告」

「循環型社会の形成について」 「野外実習(太白山自然観察の森)」

第2節 開発における環境配慮の取組

1 環境影響評価

環境政策課

環境影響評価は、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に環境にどのような影響を与えるかについて、環境保全の見地から広く意見を聴きながら、調査・予測・評価を行い、環境に配慮していく制度であり、環境保全に関する重要かつ有効な手段となっています。

本県では昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」、さらに、平成10年3月に「環境影響評価条例」を制定して制度

の充実を図り、大規模な開発を行う事業者に対し て環境影響評価の実施を指導しています。

環境影響評価条例に基づき、平成19年度までに 手続を実施した事業は合計3件となっています。

一方、国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱を制定しており、さらに、平成9年6月には「環境影響評価法」を制定しています。

環境影響評価法に基づき、平成19年度までに手 続を実施した事業は合計5件となっています。

▼表 2-5-2-1 条例に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	81.5 ha	H12.10 方法書 H15.3 準備書 H15.10 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1 ha	H13.2 方法書 H14.12 準備書 H15.7 評価書
仙台松島道路 4 車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町松島町	11.5 km	H15.10 方法書 H19.7 準備書 H20.3 評価書

▼表 2-5-2-2 法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
仙台市東西線鉄道建設事業	仙台市 (都市計画決定権者)	仙台市	14.0 km	H12.10 方法書 H16.6 準備書 H17.7 評価書
仙塩広域都市計画 (仮称) 名取市下増田臨空土地区画整理事業及び (仮称) 名取市関下土地区画整理事業	宮城県 (都市計画決定権者)	名取市	184 ha	H13.2 方法書 H14.1 準備書 H15.3 評価書
一般国道 115 号阿武隈東道路建設事業 (H16.2 事業規模縮小により法対象外事業となる)	国土交通省 東北地方整備局	丸森町 相馬市 (福島県)	10.7 km	H13.4 方法書 H14.8 準備書
仙台火力発電所リプレース計画	東北電力株式会社	七ヶ浜町	44.6万kw	H16.4 方法書 H18.7 準備書 H19.5 評価書
新仙台火力発電所リプレース計画	東北電力株式会社	仙台市	95万kw級	H19.2 方法書

2 開発行為への指導

自然保護課

① 大規模開発行為に対する指導状況

本県では、県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に「大規模開発行為に関する指導要綱」(以下「大規模開発指導要綱」という。)を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関し必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、

その遵守を指導しています。

なお、大規模開発行為の大部分を占めるゴルフ 場及び住宅団地開発は、経済情勢等の変化により、 昭和62年から平成3年にかけての景気拡大期(い わゆるバブル経済期)に比べると落ち着いてきて います。

▼表 2-5-2-3 大規模開発行為実施状況

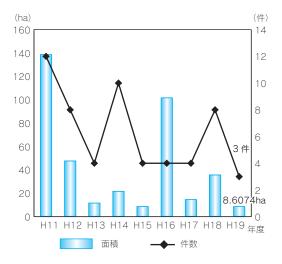
	開発	完了	開発		合計		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住宅団地	33	2,539	3	471	36	3,010	
別荘地	1	21			1	21	
工業団地	4	215			4	215	
ゴルフ場	23	2,634	1	248	24	2,882	
レジャーランド	4	146	4	552	8	698	
教育施設	2	49	1	44	3	93	
その他	2	131	2	244	4	375	
合計	69	5,735	11	1,559	80	7,294	

② 林地開発許可状況

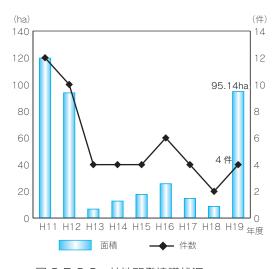
自然保護課

林地開発許可制度は、森林の無秩序な開発の規制と、その適正な利用の確保を目的としています。この制度は、地域森林計画の対象となっている民有林において、1haを超える開発行為をする場合、知事の許可が必要となります。

なお、国、地方公共団体等が行う場合には、許可制が適用されず、知事と協議することとなっています。



▲図 2-5-2-1 林地開発許可状況



▲図 2-5-2-2 林地開発協議状況

第3節 規制的手法及び誘導的手法

1 規制的手法

環境政策課

規制的措置は、公害を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適正な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、環境保全の効果がより確実であるため、これまで基本的な手段として広範に用いられています。

県としては、常に法令に基づき適正な運用に努めてきたほか、県条例に関して科学的知見を踏まえた必要な見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討してきました。

平成18年4月からは、新たな産業廃棄物の処理 の適正化に関しての規制的措置を講ずるために平 成17年度に制定された「産業廃棄物の処理の適正 化等に関する条例」が施行されました。

産業廃棄物の適正処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において様々な規制措置が講じられており、法の厳格な運用に努めてきましたが、現状は不適正処理事案が多発している状況にあります。

そこで、こうした課題への対応を図り、産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者、中間処理業者、建設工事等の発注者、産業廃棄物処理施設等の設置予定者等に対し、新たな規制的措置を講じています。

2 誘導的手法

環境政策課・商工経営支援課

複雑・多様化する環境問題については、大規模発生源や特定行為の規制を中心とする従来の規制的措置を講じるのみでは限界があります。そこで、環境負荷の少ない行動が選択されるよう、また、その行動が効果的に行われるように、問題の様態に応じた多様な施策手法を導入することにより、事業者や県民によってそれぞれの事業活動や日常生活の中で自主的・積極的な取組が進められ、環境への負荷の少ない経済社会を形成していくこと

が重要です。県では、このような施策として次の ような誘導的措置を講じています。

(1) 環境保全対策のための融資・助成等

公害の防止に関する施設等を整備する場合の金融面の支援、環境問題技術の実用化に要する経費の助成などをはじめとする支援制度を整備しています。

▼表 2-5-3-1 事業者・県民・民間団体の取組に対する融資制度等

制度名称	制度概要	担当課
宮城県環境安全管理対策資金融資制度	宮城県融資制度において、公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧、地球環境保全及び品質・衛生管理の促進を図るため、中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者)が必要とする資金を定めたもの。融資の対象は、公害防止対策や公害防止のための施設改築や移転、地下水取水による地盤沈下による被害施設の復旧、低公害車及びディーゼル微粒子除去装置の購入、自然エネルギー活用施設の設置、特定フロン等を使用する施設から特定フロン等以外を使用する施設への設備転換、土壌汚染対策など。また、ISO 14001及びHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認取得も対象としている。融資は、許認可を担当する所轄官庁の許可等の後、知事が資金の対象者であることを認定する。その後、制度融資取扱金融機関と信用保証協会の審査を経て、融資が実行される。	商工経営支援課
商店街競争力強化推 進事業	商店街団体等が実施する商店街の競争力強化のための事業に要する経費について助成するもの。当該事業では、商店街活性化のために取り組む環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業経費について助成する。	商工経営支援課
環境配慮実践事業者認定	ISO14001、エコアクション 21、みちのく E M S 認証取得者、環境配慮実践事業者 (「わが社の e 行動 (eco do!) 宣言」登録事業者で認定を受けた者) が「環境配慮事業者」の登録を受けることができ、物品等の入札において優遇措置を受けることができる。	環境政策課
地域バイオマス利活用交付金	地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設、新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備に対して、1/3 (内容によっては 1/2) を限度として助成する。 【農林水産省交付金】事業実施主体:公社、PFI事業者、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者組織する団体が参加する共同事業体、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農間事業者が参加する共同事業体、第3セクター、事業共同組合、消費者生活共同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者。	農産園芸環境課
環境関連新事業開発支援事業	環境関連技術の実用化・事業化に要する経費の一部を補助する。 【環境関連新技術開発支援事業費補助金】 ・補助対象: 研究開発事業、需要開拓事業 ・補助率:補助対象経費の 1/2 以内 ・限度額: 単年度750万円以内 ・補助対象期間: 2 年以内	新産業振興課

制度名称	制度概要 県内に複数簡所、環境・リサイクル産業の集積モデルを形成するため、県が指定する「みやぎエコファクトリー」地								
みやぎエコファクト リー立地促進事業	県内に複数箇 内に環境・リサ ○奨励金の概要 交付率:投下 上限額:廃掃	資源循環推進課							
産業廃棄物発生抑制 等支援事業	機器を整備する ・補助率 1/2 以								
企業連携型リサイク ルシステム構築事業 費補助金	築を検討する際 ・対象者:2事 ・補助率:1/2	現状では再資源化されていない廃棄物について、複数の企業が連携し、効率的かつ継続的なリサイクルシステムの構 を検討する際に、システム構築に要する経費の一部を補助する。 対象者:2事業者以上で構成される団体のうち、県内に事業所を有する者が過半数の団体(法人格不問) 補助率:1/2以内 補助限度額:100万円							
		ため、県内事業者の研究開発の取組を支援する。	進んでいない産業廃棄物に関して、3 R新技術の確立						
3 R新技術研究開発	対象事業	産業廃棄物の3R新技術に関する研究開発事業	県が指定する産業廃棄物の3R新技術に関する研究開発事業	資源循環推進課					
支援事業	対象者	対象事業を行う事業者	大学等と連携して対象事業を行う事業者	貝棕個垛推進課					
	補助率補助限度額(期間)	1/2 以内 1 件当たり単年度 ① 7,500 千円以内 (2 年以内) ② 5,000 千円以内 (3 年以内)	2/3 以内 1 件当たり単年度 7,000 千円以内 (3 年以内)						
BDFシンポジウム	BDF利活用 推進と普及促進		・パネルディスカッションを通じて、BDF利活用の	資源循環推進課					
排出事業者向け出前講座	き、産業廃棄物 加する研修会等 事業者は、会	展集化で自分に進を図る。 - 廃棄物処理のルールについて排出事業者に理解を深めてもらうために、排出事業者の要望に応じて県職員が直接出向							
みやぎ緑づくり活動 推進事業(交付金事 業)		森林の整備・保全を社会全体で支えるという県民意識を醸成するため、県民が身近な森林を健全な炭素吸収源として 自然保証 村を整備する活動に直接参加する機会を提供する活動に対して助成する。							
わたしたちの森づく り事業	林の一部を提供 ・1 箇所の面積 ・協定の期間:	森林・林業や地球環境保全の問題を考える機会を創出するため、団体や企業等が行う森づくり活動の場として、県有 カー部を提供(県と企業等が協定を締結)するもの。 箇所の面積:上限5 ha 協定の期間:最長で5年(延長も可) での他:企業等から希望があれば、森の命名権譲渡する(有償)。							
農地・水・環境保全 向上対策 (共同活動 への支援) について	なく地域住民が		する自然環境・景観などの環境資源を、農業者だけで 施設の長寿命化や景観形成・生態系保全など)を支援 いている。	農村振興課					

(2) 環境配慮行動の支援

① 環境マネジメントシステムの普及・啓発

地球温暖化をはじめ今日の環境問題に対応する ためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境へ の負荷を減らしていかなければなりません。その ためには、より多くの事業者が、事業全体にわたっ て、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めて いくことが求められています。

県では、これらの取組を推進する上で有効な手段である環境マネジメントシステムの普及を促進するため、事業者に求められる環境に配慮した経営や環境マネジメントシステムの活用について、専門家による講演や、事業者が取組事例を発表するセミナーを平成12年度から毎年1回開催しています。

平成19年度は、県内に事業所を有する企業等から約50名の参加がありました。

また、宮城県中小企業制度融資においては、み ちのく環境管理規格をはじめ、各種の環境配慮型 経営に係る第三者認証を取得している中小企業に対しては、各資金の利率を 0.1%割り引く優遇措置 を実施しており、平成 19 年度の融資件数は計70件となっています。

さらに、同制度融資に環境安全管理対策資金を設け、ISO14001の認証を取得するために必要とする経費を融資対象にしており、県内事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援しています。

※環境マネジメントシステムとは

事業主が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や工場場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

② 環境配慮型金融商品の開発の要請

宮城県環境基本計画では、県民・事業者等をすべての主体の環境配慮行動を促進していくことを主要なテーマに位置づけており、「行動促進」のためのプログラムを設定し、重点的・戦略的に推進することが必要であるとしています。

その取組の一つとして、環境に配慮した製品・ サービスや環境配慮経営を行っている事業者の市 場での優位性が向上するよう、「グリーンな経済シ ステムへの加速」を図るべきであるとしています。

そのためには、環境配慮金融商品の開発や環境 配慮経営に対する金利の優遇などによる金融面からのサポートの役割は極めて大きいと考えられる ことから、県内の金融機関に対し、環境配慮金融 商品等の開発など、県民や事業者の環境配慮行動 を後押しするような自主的取組を要請しています。

③ グリーン購入の普及

環境政策課・資源循環推進課

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮 し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環 境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環 境負荷の低減に努める事業者から優先して購入す る取組で、環境負荷の少ない持続可能な社会の構 築のために重要な取組です。

平成18年4月に施行したグリーン購入促進条例では、県内におけるグリーン購入の促進を目的として県、県民、事業者等それぞれについて役割を明記し、グリーン購入を積極的に進めていくこととしています。県では、小中学生や企業等に対し出前講座を実施するなど、グリーン購入の促進に努めています。また、環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図っています。

そのほか、グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体「みやぎグリーン購入ネットワーク」※の運営を支援するとともに、連携協力して

※みやぎグリーン購入ネットワーク

県内のグリーン購入を促進するために設立された企業、団体、自治体等による緩やかなネットワークで、ホームページによる情報提供や研修会への講師派遣、環境イベントへの出展等を行っています。

また、全国的組織であるグリーン購入ネット ワークや他の地域ネットワークとの連携を図り グリーン購入の普及活動を行っています。 シンポジウムやセミナーを開催し、グリーン購入 の普及拡大が図られるよう取り組んでいます。

④ アドプト・プログラム

道路課・河川課・都市計画課・港湾課

このプログラムは、1985年、散乱ごみ増加と清掃費用の増加に困ったアメリカ合衆国テキサス州交通局が発案し、住民に協力を呼びかけた活動に端を発しています。住民が高速道路の一定区間の面倒をみる(=清掃・美化する)という新しい道路美化システムであり、「養子縁組をする」意のadopt(アドプト)から命名されています。以後この取組みは広がりをみせ、米国内のみならず、他国においても展開され、活動の場も道路から、河川、公園等のあらゆる公共スペースに浸透してきています。

日本においては、平成10年の徳島県神山町での 導入を皮切りに、徐々に全国的な広がりをみせて います。

県では、道路、河川、都市公園、港湾等においてアドプト・プログラムを導入しており、県はサポーターの傷害保険加入、活動区域の表示板設置ホームページ等各種媒体によるPR等の支援を行い、活動意欲の高揚や普及に取り組んでいます。ア みやぎスマイルロード・プログラム

道路課

スマイルサポーター

県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体(環境ボランティアサークル、町内会、商工会等)、学校、企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定し支援しようとするもので、自発的活動を旨としています。

また、活動区域の存する市町村においては、 ごみ袋の支援やごみの回収・処分など、可能 な範囲でスマイルサポーターを支援していま す。

スマイルレポーター

日ごろ道路と身近に接している団体等(旅客や物流関係の企業・団体等)を「スマイルレポーター」として認定し、県管理道路について災害時も含め道路の異常箇所等の情報を提供してもらうものです。

イ みやぎスマイルリバー・プログラム みやぎスマイルビーチ・プログラム

河川課

県管理河川・海岸の一定区間において、空き

口種施策の基盤となる施策 環境保全施策の展開 第 二 部

缶やごみの回収、草刈り、清掃、樹木の剪定・ 伐採などの美化活動等を定期的に行い、良好な 環境づくりに積極的に取り組む団体(環境ボラ ンティアグループ、商店街、職場の仲間、企業、 NPO等)をスマイルサポーターとして認定し、 市町村と協力して必要な支援を行っています。

ウ みやぎふれあいパーク・プログラム

都市計画課

県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体を広く募集し、「ふれあいサポーター」として認定し、定期的に公園内の清掃活動や緑化活動のほか、独自の計画により進められる自主的な活動を支援しています。

関係市町には、住民に対する広報誌などでの 周知活動やふれあいサポーターへの助言などの 協力をお願いしています。

平成15年度からはじまったふれあいパーク・プログラム認定団体数は、現在、14団体、会員数は503名となっています。今後はより一層の認定団体数の拡大を図り、さらなる住民と行政

の良好なパートナーシップの構築を目指します。 エ みやぎスマイルポート・プログラム

港湾課

ボランティア活動に意欲をもつ地域の団体等を平成16年度から「スマイルサポーター」として認定し、港湾管理者(宮城県)が管理する港湾や海岸の一定区域において、定期的に清掃や美化活動を行っています。

◎活動内容

スマイルサポーターの希望に沿って活動内 容を決めています。

例:空き缶やタバコの吸い殻などのゴミ拾い、 除草、花の植栽、樹木の剪定、除雪など

◎活動場所

港湾管理者(宮城県)が管理する港湾の道 路、緑地、公園や海岸など

◎参加対象者

ボランティア活動グループ、NPO、自治会、 企業など

なお、サポーター募集等については、関係課のホームページにより詳細な情報がご覧いただけます。

「みやぎスマイルロード・プログラム」: 道路課

http://www.pref.miyagi.jp/road/smileroad.htm

「みやぎスマイルリバー・プログラム」:河川課

http://www.pref.miyagi.jp/kasen/shimin kawa7.html

「みやぎスマイルビーチ・プログラム」:河川課

http://www.pref.miyagi.jp/kasen/shimin_kawa8.html

「みやぎふれあいパーク・プログラム |:都市計画課

http://www.pref.miyagi.jp/toshikei/kouen/fureai_park/fureai_park.htm

「みやぎスマイルポート・プログラム」: 港湾課

http://www.pref.miyagi.jp/kouwan/osirase/smile-P/index.

第4節 環境保全協定

1 公害防止に関する協定

環境対策課

公害防止に関する協定(以下「公害防止協定」という。)は、地方公共団体や住民団体等と事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置について相互の合意により取り交わす約束です。公害関係法令を補完するとともに、企業が立地する地理的・社会的条件に即したきめ細やかな公害防止対策を実施するため、全国的にも数多く締結されてきています。

本県における公害防止協定は、昭和46年の仙台 港開港に伴い立地した大規模発生源である火力発 電所と昭和45年に締結したのを初めに、仙台湾地 域の大煙源を持つ事業所や排水量の多い事業所を 中心に締結してきました。

その後、平成7年の公害防止条例の改正により、 県民の生活環境を保全する上で必要があると認め られるときは、知事は事業者に対し公害防止協定 の締結について協議するものとし、協定締結の根 拠を明確にしました。また、平成15年4月には、 公害防止協定の締結及び運用に関する指針を定め、 対象事業所の規模を規定するなど、公害防止協定 の担う役割の充実を図っています。

▼表 2-5-4-1 公害防止協定の締結状況

• 公害防止協定等

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/index_kyotei.htm

(1) 公害防止協定等の締結

県は、県民の健康を保護し生活環境を保全する 見地から公害全般について総合的に公害防止対策 を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公 害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出につ いて対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚 書を締結しています。また、仙台港湾公害防止対 策地域に立地する事業所の事業者及び宮城県企業 立地促進奨励金交付要綱の規定による奨励工場等 の事業者と公害防止協定の締結に代えて公害の防 止に関して取り組む事項を確認した確認書を取り 交わしています。

公害防止協定等の締結状況を掲載しているホームページアドレスは次のとおりです。

協定

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/KYOTEI/Kyotei.htm

●覚書

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/kyotei/Oboegaki.htm

• 確認書

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/kyotei/Kakunin.htm

		事業者	事業所	締結自治体	締結年月日		
			事表所	神 福 日 石 本	当初	最新変更	
仙	仙台地域	東北電力株式会社 新日本石油精製株式会社 JFE 条鋼株式会社 東北スチール株式会社 和日本製鉄株式会社 日鐵住金理材株式会社 麒麟麦酒株式会社 東洋製罐株式会社 東北ゴム株式会社	新仙台火力発電所 仙台製油所 仙台製造所 仙台製造所 仙台漁道加エセンター 仙台漁造所 仙台工場 仙台工場 本社工場	宮仙は塩電取賀が、田町は塩名のでは、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町	\$45.8.21 \$46.6.14 \$47.12.14 \$48.3.31 \$50.3.29 \$50.3.29 \$53.1.17 \$54.3.27 H13.5.16	H7.3.28 H20.3.26 H17.9.16 S60.11.8 S52.12.26 H17.3.24 H19.11.30 H14.5.24	
仙台域		東北電力株式会社	仙台火力発電所	宮城県・七ヶ浜町	S58.3.3	H4.6.30	
13%	石巻地域	日本製紙株式会社 東北東ソー化学株式会社 東海カーボン株式会社 株式会社伊藤製鐵所	石巻工場 石巻工場 石巻工場 石巻工場	宮城県 石巻市 東松島市	\$47.12.28 \$47.7.26 \$51.5.29 \$51.5.29	H19.6.4 H10.6.11 H13.7.10 H16.3.16	
	仙南地	日本製紙株式会社	岩沼工場	宮城県・名取市 角田市・岩沼市 柴田町・亘理町	\$47.7.25	H20.3.26	
	域	サッポロビール株式会社	仙台工場	宮城県・名取市	H16.3.30	H20.2.15	
		YKKAP 株式会社	東北事業所	宮城県・大崎市	S48.6.18	H15.11.27	
		宮城沖電気株式会社	本社工場	宮城県・大衡村	S63.12.5	H9.4.2	
		相馬共同火力発電株式会社	新地発電所	宮城県	H2.3.27	H17.5.23	
0	その也	仙台コカ・コーラボトリング株式会社 仙台コカ・コーラプロダクツ株式会社	蔵王工場	宮城県・蔵王町	H7.6.13	H16.6.10	
1	E	三菱マテリアル株式会社, 細倉金属鉱業株式会社, 株式会社ジェムコ, マテリアルエコリファイン株式会社	細倉鉱山	宮城県・栗原市	H14.9.5	H19.3.28	

※昭和 48 年 3 月 3 1 日付けで川崎製鉄株式会社と締結していた仙台流通加工センターに係る公害防止協定は平成 20 年 3 月 3 1 日付で廃止しました。

各種施策の基盤となる施策環境保全施策の展開第 二 部

(2) 公害防止協定等の進行管理

県は、公害防止協定等締結事業者に対し、公害防止協定対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、事業活動に伴い発生する環境負荷を低減するため公害防止協定に定める排出基準や周辺環境への影響について、その計画立案段階で協議・報告することを求め、確認しております。また、必要に応じて公害防止協定書等を随時更新しています。平成19年度における事前協議・報告の概要及び公害防止協定等の更新状況を掲載しているホームページアドレスは次のとおりです。

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/KYOTEI/ 変更報告 .htm さらに、公害防止協定締結事業者(21事業所)、 覚書締結事業者(3事業所)及び確認書取り交わ し事業者(2事業所)に対し環境負荷項目に関す る自主検査結果の報告を定期的に求め、必要に応 じて事業所への立入調査を実施するほか、公害防 止協定締結事業所のうち大気汚染物質排出量が多い11事業所に対し硫黄酸化物濃度等の測定データ をテレメータシステムにより常時監視し、協定の 遵守状況について確認をしております。

このほか、公害防止協定の進行管理に関し次のような公害防止協議会を組織し、関係自治体の意 見調整を図っています。

▼表 2-5-4-2 公害防止協議会設置状況

協議会名	目 的	構成自治体	設置年月日
仙塩地域七自治体公害防止協議 会	仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所と公害防止協定等の締結及 びその執行についての審議調整	宮城県・仙台市・塩竃市・名取市・ 多賀城市・七ヶ浜町・利府町	S47.8.17
	相馬共同火力発電(株)新地発電所 の公害防止協定に関する意見の調整		H1.11.6
細倉鉱山に係る公害防止連絡協 議会	細倉鉱山の公害防止協定に関する意 見の連絡調整	宮城県・栗原市・登米市	H14.10.5

2 自然環境保全協定

自然保護課

住宅団地、別荘地、工場団地及び墓地の造成並びにゴルフ場、スキー場、レジャーランド、教育施設及び厚生施設の建設等で開発面積が 20ha 以上の開発行為について、県は「自然環境保全条例」及び「大規模開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講ずるよう指導しています。(表 2-5-4-2)。

また、これらの造成工事等が開発途中で廃止又は中止されることにより、災害の発生を招くことのないよう、「開発行為等の廃止等に伴う災害防止工事及が植生回復工事施行に関する契約」を協定と同時に締結し、開発行為者に防災工事保証金を預託させるなどして、自然環境の保全に留意した開発を行うよう指導しています。

合わせて、梅雨期等に防災パトロールを行うとともに、開発行為の完了時には工事の完了と自然 緑地及び造成緑地の保存状態の確認を行うなど、 開発行為に伴う災害の防止や協定等の履行を確保 するために必要な措置を講じています。

▼表 2-5-4-3 自然環境保全協定の締結状況

開発類型年度	住宅団地	別荘地	工場団地	ゴルフ場	レジャーランド	教育施設	その他	計
平成 15 年度以前	36	1	4	24	8	3	4	80
平成 16 年度								0
平成 17 年度								0
平成 18 年度								0
平成 19 年度								0
合 計	36	1	4	24	8	3	4	80

第5節 公害防止計画

1 仙台湾地域公害防止計画の概要

環境政策課

公害防止計画は、現に公害が著しい、または著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として作成する地域計画です。

仙台湾地域は、地場産業である水産加工業に加え、仙台塩釜港を中心とした石油、電力、鉄鋼等、石巻港を中心とした紙、パルプ、化学等の工業が発達している地域であり、本県における工業中心地帯として工業化が進んできました。一方、産業活動が活発となり、人口が集積した結果、大気汚

染や水質汚濁等の公害が顕在化してきました。これらに総合的に対処し、また、未然に防止する観点から、昭和49年度を初年度とする仙台湾地域公害防止計画を策定し、以降7回にわたり地域の状況に照らした見直しを進めてきました。

第7期仙台湾地域公害防止計画は、計画期間を 平成16年度から平成20年度までの5年間とし、 各種公害防止施策の推進により、当該地域におけ る大気汚染、水質汚濁及び騒音に関する環境基準 の達成等を目標としています。なお、当該地域の 範囲は仙台市、石巻市(旧石巻市域)、塩竈市、名 取市及び岩沼市の区域となっています。

2 計画事業の実績

環境政策課

計画に基づく5年間に地方公共団体が主体となって講じる措置に要する経費は約1,748億円、 事業者が事業活動による公害を防止するために講 じる措置に要する経費は約153億円と見込まれています。 平成16年度から平成19年度までに地方公共団体が講じた措置に要した経費は約1,172億円、事業者が講じた措置に要した経費は約184億円となっています。



注:石巻市は合併前の旧石巻市域を計画対象地域としている。

▲図 2-5-5 仙台湾地域公害防止計画策定地域図

第6節 公害紛争時の適切な処理等

1 公害苦情処理

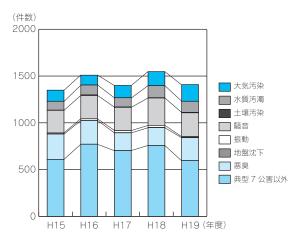
(1) 公害苦情の受付状況

環境政策課

平成19年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は1,408件で、前年度に 比べて139件減少しました。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は810件で、全体の57.5%を占めています。

典型7公害の種類別で見ると、騒音が255件(18.1%)で最も多く、以下、悪臭が243件(17.3%)、大気汚染が178件(12.6%)、水質汚濁が119件(8.5%)となっています。



▲図 2-5-6 公害苦情件数の推移

(2) 市町村別苦情件数

環境政策課

平成 19 年度に市町村が受付した公害苦情件数は 1,401 件で、そのうち市部が 1,043 件、町村部が 358 件となっています。

▼表 2-5-6-1 市部・町村部別苦情受理件数の推移

年度	市町村		
十点	受理件数	市部	町村部
15	1,308	931 (71.2)	377 (28.8)
16	1,491	1,063 (71.3)	428 (28.7)
17	1,376	971 (70.6)	405 (29.4)
18	1,525	1,032 (67.7)	493 (32.3)
19	1,401	1,043 (74.4)	358 (25.6)

(注)表中の()内は構成比(%)

(3) 警察における環境・公害苦情の受理・処理

① 受理件数

県警本部生活環境課

平成19年中における環境・公害苦情の受理件数は267件で、前年に比べて26件減少しました。

態様別では、廃棄物関係が239件(89.5%)と 最も多く、次いで水質汚染18件(6.7%)、悪臭5件(1.9%)、土壌汚染2件(0.7%)、大気汚染1件(0.3%)となっています。

② 処理状況

平成19年中に受理した環境・公害苦情については、警告や検挙等により163件(61%)を解決しているほか、他の専門機関への引継ぎが64件(24%)、その他40件(15%)となっています。その他については、当事者が不明のために警告等の措置がとれなかったものであり、不法投棄の投棄者が不明のような場合があげられます。

2 公害紛争処理

環境政策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法第13条及び公害紛争処理条例第2条の規定に基づいて昭和46年に設置され、各種の公害紛争の処理を行っています。審査会は学識経験者等の委員12人で構成され、調停申請等に基づき委員の中から調停委員等を指名し調停等による紛争の解決を図っていま

す。平成20年3月末現在、係属中の事件はありません。

なお、宮城県公害審査会が設置された昭和46年 以来、申請事件は調停17件で、調停成立4件、調 停打切り7件、調停取下げ4件、調停しない2件 となっています。

3 環境犯罪対策

県警本部生活環境課

警察では、広域化・巧妙化する環境犯罪に的確に対応するため、平成15年4月、「宮城の環境を守る産廃NO作戦」を立ち上げ、警察本部に推進本部、県内全警察署に現地推進本部を設置して、積極的な取締りに力を入れるとともに、環境行政部局と連携し、各種会議の開催、広報啓発活動の推進を図っています。

平成19年中に検挙した環境犯罪は、292件305人(前年比+108件、+86人)で、その内、公害関係の環境犯罪は、廃棄物処理法と河川法違反の検挙であり、179件213人(前年比+55件、+52

人)となっています。

特徴としては、リサイクルを装って廃棄物を無許可で収集運搬していた事犯、行政の指導に従わないで不法投棄していた事犯、さらには大量の建設廃材を埋立した後に整地するなど、悪質巧妙な犯行が見られました。

これら不法投棄事犯に対しては、徹底した事件 検挙と同時に投棄現場の改善を厳しく指導してお り、コンクリートがらなど投棄量合計 46 トンは全 て撤去され、投棄現場は原状回復されています。

▼表 2-5-6-2 環境犯罪年次別検挙状況(過去 5 年間)

法令別	廃棄物	処理法	河川法		計		前年対比	
年別	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 15 年	80	114	_	_	80	114	25	26
平成 16 年	83	104	_	_	83	104	3	△ 10
平成 17 年	106	125	_	_	106	125	23	21
平成 18 年	121	157	3	4	124	161	18	36
平成 19 年	178	213	1	_	179	213	55	52









各種施策の基盤となる施策環境保全施策の展開第二十部

第7節 調査研究及び技術の振興

1 調査研究の拡充

環境政策課

環境に関する各種施策を進めるに当たっては、 環境の状況の把握、環境の変化の予測、または環 境の変化による影響の予測に関する研究、地球を 含めた良好な環境の保全と創造のための施策に必 要な調査研究を推進することが重要です。県では、 環境・農業・林業・水産の各種試験研究機関の機 能を充実させ、それぞれの目的に応じた調査研究 を実施しています。

▼表 2-5-7-1 各分野の試験研究機関

分 野	試験研究機関名	所	在	地	ホームページアドレス
環境	保健環境センター	仙	台	市	http://www.pref.miyagi.jp/hokans/
	農業・園芸総合研究所	名	取	市	http://www.pref.miyagi.jp/res_center/
農業	古川農業試験場	大	崎	市	http://www.faes.pref.miyagi.jp/
	畜産試験場	大	崎	市	http://www.pref.miyagi.jp/tikusans/
林業	林業技術総合センター	大	衡	村	http://www.pref.miyagi.jp/stsc/
	水産技術総合センター	石	巻	市	http://www.pref.miyagi.jp/mtsc/
水産業	内水面水産試験場	大	和	町	http://www.pref.miyagi.jp/mtsc/naisuishi/index.htm
	気仙沼水産試験場	気	仙沼	市	http://www.pref.miyagi.jp/mtsc/kesuishi/index.html

2 技術の振興

新産業振興課

(1) 技術情報の提供

環境保全に関する技術について、産業技術総合 センターで下表の研究開発を行い、その成果を技 術移転しています。

▼表 2-5-7-2 産業技術総合センターの技術研究概要

研究機関名:産業技術総合センター		
1	調査研究名	コーヒー粕の液化による利便性の向上及び有効成分抽出に関する研究開発
	期間	平成 19 ~ 21 年度
	目的	コーヒー粕は現在のところ大半が廃棄されるか焼却処分され、一部が土壌改良材料として用いられているに過ぎない。しかし肥料としては分解されにくい欠点があり、また、酸性物質を含んでいるため p H が低く、土壌の改良に用いられる用途も限られている。本研究では、コーヒー粕中に含まれるオリゴ糖等の有効成分の抽出と、それによる減容化及び再利用率の向上を目指す。
	概要及び成果	コーヒー粕の成分分析を行い、アルカリを用いた分解試験を行った。 コーヒー粕は、固形分中糖質が最も多く、糖質の構成糖としマンノースが多いという結果が得られた。アルカリ及び酵素を用いることにより 95%程度まで分解することができた。
2	調査研究名	自動車部品の超臨界塗装技術の実用化
	期間	平成 19 ~ 21 年度
	目的	自動車部品等の塗装工程における有機溶剤(シンナー)などのVOC(揮発性有機化合物)の排出量削減を目的に、超臨界二酸化炭素を用いた新しい塗装技術の開発と量産ライン化に必要な周辺技術の開発と実用化を目指す。
	概要及び成果	一部の塗料でVOCを削減しつつ、現行の有機溶剤塗装と同等の塗膜品質を実現した。また、技術力向上のための工業塗装研究会を開催した。(5 回開催,11 企業 2 支援機関参画)

(2) 技術援助の状況

環境関連の技術開発に積極的に取り組む企業に対し、技術相談、分析機器の開放、分析・測定の受託、共同研究等を行いながら、技術的課題を解決することで技術支援を行っています。

また、地域の大学、金融機関とネットワークを 形成し、より困難な技術的課題を解決できるよう な体制を整えています。